

原発をめぐる残された課題

放射性廃棄物・労働者被曝・住民参加の問題についての考察

国学院大学教授
保木本 一郎

ほきもと・いちろう

福島第二原発訴訟の請求棄却の判決をひとつのきっかけとして、今日の日本の原子力行政が抱えているいくつかの矛盾や問題点をとり上げてみることにする。

日本でも立地難からいきおいスケールメリットを求めて大規模な原発が計画・建設されるようになってきたため、原発の建設費はうなぎのぼりとなつてついに四〇〇億円を超えはじめた。この理由は、開発所要期間(リードタイム)の長期化があげられるが、原子力の場合一KW当たり建設単価が三〇万円、発電原価一KW当たり二二五〇銭であるのに対し、石炭火力の場合それぞれ二三万円と一四円と接近し(1)、発電原価も原発の場合、最近年に約〇・五円ずつ高くなつてい

アメリカでも、スリーマイル島事件の発生した一九七九年以来、原発の発注は完全に止まり、その後一〇〇件のキャンセルが出ているが、安全性への危惧もさることながら、日本と同様に建設コストの上昇と電力需要見積もり過大によるところが多い(2)。

これらのコスト計算は、ダウンストリームに最大の技術の未完成と難点をかかえる放射性廃棄物の処理、そして内部の汚染が激化して行きつまつた原発の廃炉(Decommissioning, Stillelegung)(3)の費用負担を当面算入していない。

いづれにしても経済性の優位を死守するためには、安全性をいっそう軽視しての標準化(4)安全定期検査を短縮して六〇日にして経済性向上を図る(5)ことが体制の急務となつているが、このためには原子炉に旧来の二・七%のウラン二三五にかわつて高濃縮三%のウラン二三五を投入して四〇〇日連続運転を志向したり(6)、安全性やその後の定期検査の長期化や設備利用率の低下を無視した強引な連続運転が政治的に強行されている(7)。これは決して安全性が確保されていることではなく、①燃料供給の安定性、②発電コストの低廉さ、③産業・経済の発展への貢献、④原発立地地域の開発効果を喧伝しつつの推進論の実績作りである(8)。

一般国民は、総理府の調査で明らかになつたように、原発の依存度は現在の総発電量の二〇%は已むをえず容認するものの、七〇%が原発に不安感をもち、ことに安全性に三五%、放射性廃棄物の保管・処理に

二九%の不安を持ち、特に廃棄物についての不安は、前々回一三%、前回一七%ときわだつて増加しつつある(9)。まことに「トイレなきマンション」の比喩の如く、半減期が二万四一〇〇年もあるような原子炉の内蔵核種(プルトニウム二三九)が存在し(10)、われわれの飽食暖衣のつけを幾世代にもわたるわれわれの子孫が資源やエネルギーが枯渇しても、放射性廃棄物を環境に漏出しないように厳重に管理しなければならぬことになる(11)。

(1) 朝日ジャーナル一九八四・三・二三「コスト見直しが招いた日本の原発ブームの退潮」。なお電源開発株式会社(長崎県、竹原(広島県)の大規模石炭火力は一KW時一円の安い電力供給を続けている(毎日新聞昭和五八・五・四)、石炭火力、東電見直し本格化、まず11月混焼式稼働(朝日新聞昭和五九・八・二六)、アメリカで一九八五年から九二年の間に運転開始する原発の発電コストは石炭火力よりも二五・五%高いことが相次いで公表されている(朝日新聞昭和五九・九・四)。コスト論については、室田武「原子力のエネルギー・コスト」技術と人間一九七六年一月臨時増刊号四〇頁以下、同・原子力の経済学三九頁以下、同・エネルギーとアントロピーの経済学六五頁以下それぞれ参照。

(2) WPPSS (Washington Public Power Supply System) の史上最大のデフォルト(債務不履行)については、日本経済新聞昭和五八・七・二六、二七の特集記事参照。坂本正明「レーガンのアメリカ」で相次ぐ原発工事の中止「朝日ジャーナル一九八四・三・二三」六頁以下。なお米誌タイムは原子力発電のセットバックについて特集を組み、スリーマイル島の燃料溶融(melt down)寸前までの経験を織り込みつつ原発の全面的批判を行っている(Pulling the Nuclear Plug, Time Feb. 13, 1984)。コスト一〇倍に高騰、プラント中止、再び急増(日本経済新聞昭和五九・五・三)。本年に入つて既に三六億ドルが支出されたコンシューマー・パワー社のミンガンのミッドランド原発も、パブリック・サービス社、シンシナチー・ガ

ス電力会社について建設中止となり（日本経済新聞昭和五九・六・二八）、TVAが世界最大規模として計画中であったハッピン原炉も当初一六億ドルの建設費が五〇億ドルに高騰したため、他の三基とともに建設中止を決定した（日本経済新聞昭和五九・八・三〇）。

(3) 廃炉の法的諸問題については、矢島正之「西ドイツにおける原子力施設のデコミッションングに関する法規制」電力中央研究所内部資料二一九号が詳細である。

(4) 東電は柏崎・刈羽の二、五号機（沸騰水型軽水炉）をいずれも福島第二原発三、四号機の出力二〇万KWと同一にして設計を統一にし、工期も短縮するとともに金利負担の軽減をはかろうとする（日本経済新聞昭和五七・一〇・二三）。BWRのコスト下げのため東電、GEと「設計合理化研究契約」調印（日本経済新聞昭和五九・七・七）は柏崎、刈羽をターゲットにしている。

(5) 総合エネルギー調査会の原子力部会軽水炉技術高度化小委員会は、稼働率の向上と発電コストの低減のため、原子炉規制法二九条の法定する年一回の定期検査の期間を現在の八〇〜一二〇日から六〇日程度に短縮することを提言している（日本経済新聞昭和五九・八・二四）。プルトリウムを軽水炉に投入するプルサーマルも原子炉規制法を無視して行おうという試みもある。

(6) 伊方一号機では濃縮度を三・四％にまで高めた核燃料が投入されたとされる（日本経済新聞昭和五九・七・二八）。

(7) 昭和五八年度の原発の設備利用率は七一・五％と史上最高に達したが、この割合が一ポイント上昇すると業界全体で一六〇億円の利益が生じるといわれる。仮に四〇〇日運転（電気事業法四七条および施行規則五六条によれば一月をこえない時期に定期検査を義務づける）がすべてで原発に定着すると利用率は八一％強に高まり、一六〇億円の利益が向上するとされる。

(8) 高橋宏資資源エネルギー庁房審議官（当時）「原子力発電の経済性」第一回原子力産業大会（一九八二年三月）発言（岡田知弘「原子力発電の経済的諸問題」公害研究一四巻一四七頁参照）。

(9) 「原発への不安感を直視せよ」朝日新聞社説昭和

五九・五・二二、日本経済新聞昭和五九・五・二二、朝日新聞昭和五九・五・二二。

(10) 半減期は八日であるがヨウ素一三二は甲状腺に作用して許容量は七一〇兆倍、半減期五四日のストロンチウム八九は骨に対して一七五兆の内蔵を一〇〇万KWの軽水炉はもつ（高木仁三郎・ブルトリウムの恐怖（岩波新書）七六頁）。

(11) 樋田敦・石油と原子力に未来はあるか——資源物の考えかた——八六頁。

二 廃棄物処理問題

現在日本の原子力施設には四六万本におよぶドラム缶詰めの低レベル放射性廃棄物が山積しており、二〇〇年には一八〇万本に及ぶと推定される。この大量の廃棄物をもっとも安価に処分できるのが海洋投棄であるが、日本政府は北マリアナ諸島の北方一〇〇キロの海域に投棄する計画を発表して以来、一九八三年二月の「ロンドン条約締結国会議」で海洋投棄一時禁止の決議（1）が出された後も計画を撤回することなく、ロンドン条約での決議にそって設置された「専門化特別委員会」に安全性を証明するための専門家を送ったり、太平洋諸国へ経済援助を含む働きかけを行っている。

南太平洋の諸国のうちミクロネシア諸島のペラウ共和国やマーシャル諸島の国々は、かつて周辺のパキニ、エニウエトックの環礁で原水爆の実験が行われ、壊滅的な環境破壊の外、島民の多くが深刻な放射能曝露の後遺症を受けていることなどをふまえて非核の憲法を持ち、いかなる核の持ち込み、実験、貯蔵、投棄をも拒否している。

放射性廃棄物の海洋投棄は、食物連鎖による濃縮を

考えても汚染がひとたび発生すれば回収不能であって、万人のものである海洋とその生態系を破壊し人類の子孫にツケをまわすことになる。最近では、南太平洋非核地帯設置構想がオーストラリア、ニュージーランドで具体化され声明が採択された（2）。

低レベル放射性廃棄物の海洋投棄の実現が困難であるとするれば、陸上処分を推進するしかないが、このことと深くかわわってくるのが低レベル廃棄物の「すそ切り」の問題である。そしてこの「すそ切り」は、また原発廃炉の解体処理の際に発生する大量のコンクリートや金属配管の処分と深くかわわってくるのである。昭和七〇年代に入ると廃炉処分が差し迫った問題となるが、この方法としては「密閉管理」、「遮閉隔離」、「解体撤去」の三つがあるが、日本では立地難から解体撤去して敷地は新原発用地として再利用する方法が、原子力委員会の廃炉対策専門部会で決定された（3）。

昭和五九年八月七日、原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会は「中間報告」を提出したが、ここでは放射能レベルが極めて低い廃棄物は一般の廃棄物なみに扱ってよいとする「すそ切り」を採用している。これまで「低レベル廃棄物」の名で呼ばれてきた固体の廃棄物（実際にはかなり高いレベルの廃棄物をふくみ、再処理工場から出る灰の溶液にくらべて相対的に低いといふだけのもの）を、①産業廃棄物と同じ扱い、②貯蔵管理・処分が簡単でよい極低レベル、③従来の低レベルの三種に区分し、全体として処分の簡易化をはかろうとする。これによれば、「ごくわずかな放射能はもつが、その人間環境への放射線による影響がまったく考慮に値しないもの」として一般のゴミと同じに扱ってよいことになる。さらに極低レベル

(原子炉建屋のコンクリート塊など)は最初から立ち入り禁止などの簡単な管理での処分ができるため、発電所内などの制限をつけられれば埋立も可能となった(5)。

中間報告は、「すそ切り」の「区分値」については「原子力安全委員会の審議の方向を見定めつつ対処する(6)」とされているが、放射性廃棄物には半減期が異なる雑多な核種が含まれているため、「すそ切り」の基準設定に困難があり、また区分値が机上で設定されても廃棄物の放射能レベル測定・選別などに時間と費用を要するのみか、「すそ切り」は結局放射能の衰減を待って一般廃棄物と同様な処分を志向するものだとする社会的批判をあびることになる(7)。廃炉対策を予想した報告であって、「廃棄物処理法」の体系や行政にいびつなインパクトを与えるものである。

原子炉での使用済燃料については、日本でも動燃が再処理を部分的に行っているが(8)、大部分は英・仏の二国に再処理を委託している(9)。今後、両国から廃棄物固化体の仕様の提示がなされた後、再処理がなされ、一九九〇年以降高レベルの廃棄物の日本への返還が行われる可能性があるため、この受入れ体制をどうするかも電気事業者・政府にとっても大きな課題となっている。

このように、廃棄物の処理は原発が未解決のまま抱えている最大のネックであって、米最高裁の判決が示すように、廃棄物の処理方法が確立するまでは、州政府は原発の建設を禁止すべきであるのかもしれない(10)。

(1) 朝日新聞昭和五八・六・一六。日本エネルギー研究所・放射性廃棄物及び核燃料物質等の輸送をめぐる法的諸問題三三頁参照。

(2) 朝日新聞昭和五九・八・二五夕、同五九・八・二

九。

(3) 日本経済新聞昭和五七・三・一七。なお廃炉に要する多額な費用は電力料金に加算し、新たに無税の廃炉引当金を創設するよう大蔵省に働きかけるのが電力業界の要望である(日本経済新聞昭和五九・八・三)。なお、矢島正之「西ドイツにおける原子力施設のデコミッションングに関する法規制」は西ドイツの法制を中心に多くの論点が検討されている。米イリノイ州のドレスデン原発は、一九七八年まで一八年間運転した後、一九八四年八月、米国での閉鎖第一号として恒久閉鎖されることになった(朝日新聞昭和五九・九・二)。

(4) 原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会・放射性廃棄物処理処分方策について(中間報告)一三頁。

(5) 朝日新聞昭和五九・八・八。なお原(子力)通(信)二五四七号昭和五八・五・三〇は、日本エネルギー研究所・放射性廃棄物処分の法的諸問題——一九七九年一月第四回国際原子力法学会報告をとり上げているとともに、「すそ切り」の提言についても注(1)で引用している。なお日弁連二六回人権擁護シンポジウム第二分科会・原子力開発と環境保全——エネルギーの選択と人権は、弁護士が中心となって原子力の諸問題を事例報告を含めて集約的に検討した資料である。

(6) 前掲・中間報告一七頁。

(7) 注(1)で引用した日本エネルギー法研究所廃棄物・核燃料サイクル研究班五七年度報告書三七頁参照。この報告書でも西ドイツ、イギリス、フランスにおける放射性廃棄物の処理の苦悩と試行錯誤がのべられている。「英、仏、西独などでは、ある制限値以下の廃棄物は非放射性として取り扱われることが規定されているが、多種多様な低レベル廃棄物の中からどのようにして極低レベルのものを選別するか費用的にも困難であるので、実際には従来通り管理区域から排出する廃棄物はすべて放射性廃棄物として処理・処分している」(天沼保・エネルギーフォーラム昭和五八年九月号)。

(8) 周知のように溶解槽のR10、R11ともにビンホールが生じ全面的に東海の再処理工場はストップしている。

「溶解槽修理断念し新設」(朝日新聞昭和五八・六・一〇)。

(9) 再処理の契約は四六〇〇トンで再処理料金は七四〇〇億円、運賃の往復を加算すると一兆一五〇〇億円という巨額にのぼるが、これに保管料が最終的には加算される(第一〇一回国会衆議院科学技術委員会議録二九号九頁)。

(10) 朝日新聞昭和五八・四・二二夕、「A Blow to Nuclear Power, Rancho Seco, Calif. nuclear plant: New woes for the industry, Newsweek May 2, 1983.」
⑥判決 Pacific Gas and Electric Co. v. State Energy Resources Conservation and Development Commission, 103 S. Ct. 1718 (1983)については、日本エネルギー法研究所・原子力発電所をめぐる最近のアメリカ合衆国連邦最高裁判所判決二九頁以下に紹介がある。

三 下北半島三点セット計画

日本の原子力発電所は安全性をも含めて多くの矛盾を内包しているにも拘らず、景気浮揚策や原子力産業として資本的にも人的にも一応の確立をみてしまっている(1)ことなどから、小さな島国に合計二七基が稼働中で、米国、フランスに次ぎず連とならぶ規模であるが、核燃料サイクルのうち、アップバーストリームのウラン濃縮は米国とフランスに依拠し、ダウンストリームでの再処理は前述のようにその大部分をフランスと英国に依存している。多量の高レベル放射性廃棄物が残ることになる再処理については、低レベル廃棄物の海洋投棄と同様に、日本は厄介なゴミを外国に押しつけ、PPPの原則(Polluter Pays Principle)によって自己の責任において処理してないとの反発も出ている(2)。

このような状況をうけて、日本政府および電力総資本(電気事業連合会)は、軍事利用を可能にするウラン濃縮、使用済核燃料再処理、莫大な量となって各原発

のサイトに積み上げられバンク寸前になっている低レベル廃棄物貯蔵のいわゆる三点セットとしての核燃料サイクルの巨大基地を、下北半島東側の「むつ小川原工業開発地域」に集中立地することを決断した⁽³⁾。巨大基地の政治的選択は、開発あるいは過疎対策のキヤッチフレーズのもとに住民の安全とは無関係に行われ、奄美の徳之島、北海道の奥尻島、長崎県の平戸島、下北の東通村⁽⁴⁾などを経て、「むつ小川原」に最終決着した。なお、動燃の高レベル廃棄物の処分地は横路知事の反対にも拘らず北海道幌延町でのガラス固化の工学センターの構想が消えていない⁽⁵⁾。

下北地方はむつ湾でホタテ貝の養殖が行われ外洋も豊かな漁場であったが、労働力が都市に出稼ぎのため流出して過疎の波がおしよせるようになった。このため地方自治体(県・市・町・村)では地域振興のための企業誘致による地域開発を要望し、自治体と民間資本が共同出資した第三セクター(むつ小川原開発会社)を昭和四六年に作り、広大な用地(全体として五二〇〇ヘクタール、工業用地として造成したものは二八〇〇ヘクタール)を買収し、漁業権も買収してクリーンアップして、企業の立地を待った。ところが二度にわたるオイルショックとその後の低経済成長のため、企業誘致が手つまりとなり、土地買収費に銀行借入金利がかさんで昭和五八年度末の借入金は一三〇〇億円となつてしまい、「巨大開発の壮大なる失敗」とのレッテルをはられていた⁽⁶⁾。他方この地域は原子力船「むつ」の母港としても開発がなされようとしていたが、周知のように昭和四九年九月漁民の反対をおし切つて太平洋上で原子炉の出力試験を強行し放射線もれを起して以来⁽⁷⁾、「金くい虫」として「さまよえるオランダ人の船長」の操舵する船のようにしてふたたび「むつ」

に帰って来た。この間、多額な国家予算がきわめて政治的に投入されたが、今年一月の廃船の動きの陰で二月末建設の始まった「新母港」はその名を「新港」にかえ、建設規模も六割に縮小された⁽⁸⁾。これは、フランスとイギリスから返還される使用済み燃料と高レベル廃棄物をこの新港に持ち込むためだとされる。

こうした三点セットの集中立地の建設費総額は約一兆円といわれるが、この大規模計画を実施するための地方への強力な働きかけが開始され、高度の危険物を過疎地とはいえ住民に押しつける見かえりとして発電用施設周辺地域整備法施行令(政令二九三号)を政府が改正するだけで三施設(再処理は政令の対象になっているが、ウラン濃縮工場と低レベル廃棄物処理施設はまだ定められていない——同令三条各号参照)を電源三法の対象に組み入れて地元市町村に電源開発促進対策特別会計を通じて交付金を支払う方針を定めた⁽⁹⁾。従来から原発の立地にあつても、金によって住民・漁民の同意を強引にとりつける手法がとられたが、今回の三点セットの立地は土地や漁業権がほとんど買収済みであり、過疎のため関係住民が比較的少ないため、金によるより効果的な同意獲得がはかられるであろう。そして金によって環境を収奪する行為が地域住民への新幹線の敷設といった利益誘導をちらつかせながら、自治体をまきこんで国家・資本がトリオを組んだ複合体となつて強力に推進されようとしている。ここでは、住民の身体、生命、健康財産および環境権が侵害され、万一の事故の場合の安全権への重大な脅威が「明白にして現在の危険」(Clear and present danger)として目前にせまることになろう。

この地域の危険性は、むつ燧岳と八甲田火山群の火山活動と地震の際の津波の発生にあるとともに、三点

セットの一带の地質は透水性が大きく廃棄物の毒性が広範囲におよぶ可能性が大きい⁽¹⁰⁾。これらの危険性に加えて、むつ湾には日米合同演習海域があつてソ連原潜の太平洋への展開を阻止する作戦の一大拠点とされている。さらに自衛隊の六ヶ所対空射撃場、米軍の三沢(天ヶ森)対地射撃場、リーダーサイト、米軍訓練空域R一二九、自衛隊のB訓練海域、石油基地などの異質の危険物がサンドイッチ状に海岸を埋めつくしている⁽¹¹⁾。このような場所に高レベルの廃棄物を伴う再処理やプルトニウムを伴う三点セット施設を立地することになると、ロケットの誤射爆、航空機の墜落のほか、平和が保てなくなつて戦争に巻き込まれた場合には軍事攻撃目標にもされかねない。もし再処理工場に事故があれば、青森県だけでなく、北海道と東北地方が一瞬にして生活不能地帯に変質する可能性がある。死の灰のカタストロフが待っている。

日本は憲法九条によって戦争を放棄し、核についても「持たず」「作らず」「持ち込ませず」の三原則の遵守をうたっているが、ATRやFBRの導入が実用化されることに備えて、プルトニウムの備蓄が必要となるし、ウラン濃縮施設なども軍事技術と背中合わせの開発にコミットせざるをえなくなつてくるのである。

現在動燃が人形峠で遠心分離法で行っている濃縮のパイロットプラントは、原子炉等規制法五二条の「使用」の許可という条件で行われているが、政府は動燃の濃縮事業が反復継続した行為として事業としての性格を有するようになれば、原子炉等規制法二三条以下の「加工」の許可で対応しようとしている⁽¹²⁾。ところが原子炉等規制法二条六号が規定している「加工」の定義は、「核燃料物質を原子炉に燃料として使

用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理すること」であり、燃料棒などの成形加工 (fabrication) であって、ウラン二三五の比率を高める濃縮 (enrichment or treatment) とは異なるとともに、濃縮を「加工」に読み込むために核燃料物質の加工の事業に関する規則を急遽本年六月一八日に改正し、二条および三条の二の中に「濃縮施設」を追加 (への次に新しくニを追加) することが強引になされたが、もし濃縮が「加工」であるとする、原子炉等規制法二四条の「加工の許可基準」には、平和の目的以外に利用されるおそれがないという要件が欠けているため、軍事転用への歯止めが失われることになる¹³⁾。塩野教授も濃縮を「使用」や「加工」の中に読みこむことに批判的で、「濃縮の段階はわが国では自ら実施しないということを前提として原子炉等規制法が制定されているとみるのが、素直であろう。したがって、わが国でも、転換・濃縮の技術が実用化される段階にあつては、原子炉等規制法に、これを明示する必要がある¹⁴⁾と指摘している。

下北の三点セットの場合、濃縮を含めて事業主体を如何なるものにするかの問題も今後検討を要する論点であろう¹⁵⁾。

(1) 日本の原子力産業は多くの技術者をかかえてすでに発展途上国や中国などへの原子炉や機器・技術の輸出国となっている。たとえば、「トルコ初の原発建設・三菱重工業」と連合で応札、三五〇〇億円の大型商談・原発輸出の足がかり狙う¹⁶⁾ (日本経済新聞昭和五九・八・八)。「原子力先進国」日本の責務、途上国への協力充実の好機¹⁷⁾ (日本経済新聞昭和五九・八・九複眼)。

(2) ベルギーのオステンデ港沖で西独のカリーフェーリと衝突して、四五〇トンの核燃料を積んだまま沈没した仏貨物船モン・ルイ号事件 (朝日新聞昭和五九・八・二九)

をきっかけにして、仏で再処理されて抽出されたプルトニウムの日本への移送に対して、国際的環境保護団体グリーンピースは英全国海員組合 (NUS) とともに全力阻止を決定し、米議員は米海軍による警備費を日本が負担すべきだと述べている (朝日新聞昭和五九・八・二九夕)。「敵艦プルトニウム移送・軍艦・衛星で監視」 (朝日新聞昭和五九・九・五)。

(3) 朝日新聞昭和五九・七・一七。これは通産相の諮問機関、総合エネルギー調査会原子力部会の答申 (朝日新聞昭和五九・七・三) に電事連 (電力九社で構成) が同意したものである。

(4) 東通村は東電、東北電の原発予定地であったが、二漁協との漁業補償交渉が離航したため南隣の六ヶ所村の「むつ小川原」に決定した (日本経済新聞昭和五九・六・二七)。

(5) 毎日新聞昭和五九・四・二二。日本経済新聞昭和五九・四・二二。

(6) 朝日新聞昭和五九・七・二七、四面解説記事。

(7) 菊池漁治「原子力船『むつ』の漂流」ジュリスト五八〇号六二頁。

(8) 日本経済新聞昭和五九・八・二四。建設費も一〇〇億円節減された。

(9) 日本経済新聞昭和五九・五・一九。なお日刊電気通信八七六一号 (昭和五九・五・二四)。新藤宗幸「電源立地と電源三法交付金」電源立地をめぐる法的諸問題 (日本エネルギー法研究所) 一頁以下参照。廃案とはなかったが「半島振興法案」も同じような目的をもっていたと思われる。なお核燃料サイクル向け融資には開銀の金利を下げ枠を拡大する政府決定もされた (日本経済新聞昭和五九・七・二六)。

(10) 広瀬隆「放射性廃棄物が巻き起こす『ババ抜き』」朝日ジャーナル一九八四・三・二三、一三頁。使用済み燃料の冷却プールが津波に襲われたり、地震によってプールに亀裂が生じ水抜けが起ると連鎖反応による大爆発が起る。

(11) 前掲衆議院科学技術委員会議録二二二二頁。

(12) 前掲会議録三頁、辻科学技術庁原子力安全局長答

弁。

(13) 前掲会議録四頁。小沢克介議員指摘。

(14) 塩野宏編著「核燃料サイクルと法規制六頁」。

(15) 民間の再処理は原燃サービズ株式会社が担当することになるが、平岩電事連会長は「ウラン濃縮、低レベル廃棄物の事業については一つの会社が望ましい」と述べている (電気新聞昭和五九・五・一八)。

四 おわりに

以上、廃棄物問題に焦点をあてて原子力開発の矛盾点を追究してきたが、予定の紙幅が尽きたので、以下原子力行政がかかえる問題を列記してみよう。

原発の定期検査などにおける炉内での主として下請労働者の被曝は年を追うごとに高まっていて座視しえない社会問題となりつつある¹⁾。敦賀原発事件で、線量計のすり換えや警報が鳴る中での炉心部作業を高収入なるが故に余儀なくされる下請・原発ジブシーの多量の被曝が明らかにされたが²⁾、後日になって放射線による発症があったとして不法行為責任 (民法七〇九条など) あるいは原子力損害賠償法による責任追及をしようとしても、密室での作業であるため加害行為の特定 (原発ジブシーの場合、どのサイトでの被曝であるか立証が困難である) や因果関係が確定しにくいネットワークがあることが「岩佐訴訟」でも明らかにになった³⁾。不法行為の消滅時効 (民法七二四条) は「損害及び加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間」または「不法行為ノ時ヨリ二十年」(除斥期間) となっているが、被曝の晩发性や遺伝的障害を考えるとそこにも被害者救済のネットワークがある。被害の事後的な金銭賠償による救済には保険制度 (原子力損害賠償法三条の無過失責任と一〇条所定の原子力損害賠償補償契約) の導入が考えられるが、労働

者の使い捨てに反対する人格的復権として加害者の帰責(Zurechnung)の追及(4)による被曝の事前禁圧の法制度や労働者保護行政の完備が強く望まれるところである。

このような労働者保護に逆行する動きは、民間団体である「国際放射線防護委員会」(ICRP)が一九七七年の新勧告を国内基準にとり入れ被曝許容量の大幅緩和を政府の放射線審議会が急遽決定したことである(5)。

このほか核燃料の船舶および自動車による一般(高速)道路の頻繁な輸送問題があって、知らないうちに沿道住民が万一の事故の場合高度の危険にさらされていることも看過しえない(6)。

住民を災害事故から保護避難させる防災対策(7)や自治体の原発監視権限や体制の極めて不十分な安全協定(8)も、今後大きな問題を残している。

原子力行政を原子力基本法二条所定の民主、自主、公開の原則のもとに適正化し、専門技術性に藉口した密室での行政裁量を手続法的に統制する手段としては、事実審型聴聞(trial type of hearings)と住民参加導入が不可欠であるが、これについては既に論じたこ

とがある(9)のでここでは省略する。

住民参加が実効的な機能を發揮しうるのは自治体の原子力行政であって、地域の生活構造に根ざす私益の原点により出発して市町村、県へと分節的上昇型をとるのが効果的である。元来地方自治は、選挙を通しての間接民主制の原理によって代表者たる首長や議会によって運営されるのが本則ではあるが、地方自治体の組織が住民の保護義務を十二分に果たさず、民意をはなれて公益代表適格性への疑義が生じたような場合には、直接民主制によらざるをえない場合もある。これが地方自治法七四条以下の直接請求制度(条例の制定改廃、議会の解散、議員・長・役員解職請求(10)であって、これらは地域生活構造の最終的決定権を有すべき住民の意思を直接問う趣旨であり、さらには違法な公金の支出などを差し止める地方自治法二四二条の二も利用される(11)。

このほか直接民意を問う制度として、原発立地の可否についての住民投票も過去行われたこともあり(12)、現在では「窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例」(昭和五七・七・二二条例三二号)(13)が存在する。しかし住民投票には効用のほか多

くの問題点(14)もあって、地域の特性や実情に見合った現地住民の自主的選択に委ねられるべき問題ではありつつも、慎重に検討を要する。投票区の県レベルに向けての拡大操作によって反対意思を相対的に稀釈化する危険性、学習や資料を十二分に開示しないまま強引に投票に持ち込めば、公選法の適用がないことが必ずしもプラス(戸別訪問の型による学習会の開催)に機能しないで、エモーションアルないエコノミカル(買収など)な選択に住民を歪曲して追い込んで行く危険性なども十分監視しておく必要もあろう。そして住民投票の場合、その結果がかりに不当であっても、住民には何人かの政治責任を追及する途はなく、その決定は別の住民投票によらなければくつがえせないという難題を残すことにもなりうる。そこで、少数者の開発拒否権をなんらかの要件の下に歯止めとして認めておくことも、住民参加全般にわたる問題として必要であって、これが住民参加の「アライバイ効果」を否定し、開発の免責符を求める「同意の工学」(engineering of consent)の回避として必要であると考え(15)。

原子力開発は、以上見てきた論点の外にもそれが巨大技術ゆえに大きな問題をかかえ、ブルトニウムイン

閣 斐 有



ジュリスト増刊 条例集覧

B5判 二四〇頁

定価一四〇〇円 千300

条例百選資料版

好評発売中

国の法令については多種多様な法令集、各種の六法が刊行されているが、自治体の条例についての例規集はかつてなかった。本書はジュリスト八百号「条例百選」に対応して、直接に条例そのものに接したいとの要望に応えた条例集である。わが国初の試みであり実務には至便の書。

初の条例集

パクトの下に超管理社会へわれわれを投入することになる大きな危惧を払拭することはできないであろう(16)。

(1) 高木仁三郎「原子力発電所における労働者被曝」科学五〇巻五号三〇一頁以下。松本直治・原発死。堀江邦夫・原発シブシブ。森江信・原子炉被曝日記。柴野徹夫・原発のある風景上・下参照。

(2) 朝日新聞昭和五六年四・二一、同五六・四・二四、同五六・四・三〇一五・一(教員原発の過ち・連載記事)。毎日新聞昭和五六・五・四(シブシブ労働者・危険だが高収入)。樋口健二・闇に消される原発被曝者。

(3) 日本原子力発電所放射線被曝訴訟いわゆる岩佐訴訟において大阪地判昭和五六・三・三〇(判例タイムズ四四〇号六二頁)は、被曝の有無の審査資料がすべて被告原電の手中にあるため、「部外者に対し、発電所内での被曝事実の立証を求めることは不可能を強いるに等しい」から被曝の具体的危険性の立証があれば、「被告において被曝の事実がないなどの特段の反証をしない限り放射線被曝の事実を推認して妨げない」としつつも、被曝の具体的危険性が認定できないとして、請求を棄却している。

(4) ドイツ民法二四九条は金銭賠償にかわる現状回復(Wiederherstellung)を規定(清水兼男「公害の救済としての現状回復」民商法雑誌八三巻三三三三頁以下、前田達明・不法行為帰責論参照)しているし、判例(クロロキン薬害訴訟・東京地判昭和五七・二・一判例時報一〇四四号一九頁)は、現実に生じた損害の填補以外に制約的機能を果たさせる目的で別個の帰責加重事由を加えることは、損害の公平な分担に反するとの理由で排斥したが、民刑事未分化の「制約的慰謝料論」も考えうる余地がある。なお、平井宜雄「責任の沿革的・比較法的考察」岩波基本法学責任三二頁、藤岡康宏「私法上の責任」前掲・責任二四八頁にそれぞれ民刑両責任未分化の現代的状況における蘇生が示唆されている。

(5) 朝日新聞昭和五八・四・二一、高木仁三郎「事業者を喜ばせる放射線規制の緩和」朝日ジャーナル一九八三・五・二七、七五頁。新基準によると「現行の三ヵ月間

三レム」を「年間五レム」に改正し、廃炉などの場合の特殊作業における一回一〇レムの「計画特別被曝」を認めようとする。なお反原発科学者連合編「低線量被曝の脅威」労働者被曝量の基準緩和を許す四頁では、年間一・五レム以下の個人の被曝のモニタリングの廃止、年間五レム未満の個人被曝記録の抹消をも内容とするのべら。

(6) 核燃料物質の輸送についてはIAEAの基準のもとに原子炉等規制法五九条による基準に従って容器等の安全規制を行い、同法五九条の二第三項による運搬についての措置は運輸大臣が行い、同法同条五項によって都道府県公安委員会が運搬の日時・経路について必要な指示をすることができることになっている。国会答弁によると、昭和五八年において運搬の確認(原子炉等規制法五九条の二第二項)がなされたのは二八〇件(軽水炉への新燃料輸送一七九件、使用済燃料輸送三二一件)一件の確認によって数回の輸送が行いうる)となっていて、ほとんど毎日どこかでトラックによる核物質の運搬が行われている(前掲・衆議院科学技術委員会議録二二二〇頁。なお「核燃料輸送で衝突試験」(日本経済新聞昭和五九・七・三〇)「核燃料輸送の防災対策、道路規制策など検討」(日本経済新聞昭和五九・八・七)。

(7) 「住民を参加させぬ避難計画・原発危険のイメージ恐れる」(朝日新聞昭和五六・六・二夕)、原子力安全委「原発等周辺の防災対策指針、対象は半径八〜一〇キロ、危険地域わい小化」(毎日新聞昭和五五・六・二七)。

(8) 「安全協定に法的拘束力を、抜き打ち調査や通報基準」朝日新聞昭和五六・五・一九、「秘密主義が不信任招く」(日本経済新聞昭和五六・五・二〇)自治体と原発行政・教員原発事故の教訓。

(9) 保木本一郎「原子力開発と住民参加」ジュリスト五八〇号二九頁以下、保木本「西ドイツ原子力施設許可手続における住民参加」社会科学研究・高柳信一教授還暦記念三三巻三号一五一頁以下。

(10) 原発推進の高知県窪川町長のリコール成立につき朝日新聞昭和五六・三・九、柴田鉄治・梶野政治「裏目に出た政府・自民党の『過剰介入』」原発リコールに見る

(国)と(地方)の分裂、小さな「いごっそう」の町の大きな「反乱」朝日ジャーナル一九八一・三・二七、六頁以下。しかし町長選では再び推進派町長が選ばれた(朝日新聞昭和五六・四・二〇)は、リコール派「原発隠しに負けた」電力業界はひと安心と報じる)。

(11) 高知県では、「原子力発電学習研究費補助金交付要綱」を作成し補助金の支出を考え、石川県では北陸電力の能登原発建設の前提となる海洋調査アセスメント費を公費で肩代わりすることにつき、住民が海洋調査費の県予算執行停止を求める行政訴訟を提起している(日本経済新聞昭和五九・二・一八夕)。

(12) 新潟県柏崎市荒浜地区および石川県志賀町赤住地区でそれぞれ前者では一世帯一票、後者では有権者全員による住民投票が行われたが、前者は開票されたのに反し、後者では地区内にシコリを残すとの理由で県が介入し開票は凍結された(南・原田・田村・行政法(3)六八頁、保木本執筆)。

(13) ジュリスト八〇〇号条例百選三〇頁、朝日新聞社説「住民投票の実験を見つめる」昭和五七・六・三〇。

(14) 法と政策一八号は住民投票の特集を組んでいるが、その中で真砂泰輔「住民投票制度の推移と現状」一四頁以下、原田尚彦「原子力発電と国民投票」オーストラリアとスイスの実態」三六頁以下に問題点が注意深く検討されている。なお逗子市池子弾薬庫跡地について、原田尚彦「住民投票付託条例」法学教室四八号一八頁参照。

(15) 保木本・前掲社会科学研究所三三巻三二〇二頁、同・行政法(3)七〇頁。

(16) Robert Jungk, Der Atom Staat 1977 (邦訳・原子力帝国) Richard Curtis & Elizabeth Hogan, Nuclear Lessons, 1980 (邦訳・原子力その神話と現実)は、核ジャック等から原子炉を守るための村民の防護国家体制が構築され、それは硬直した管理社会による民主主義や人間性の喪失に至ると論ずる。なお原子力帝国の治安管理システムにつき、西尾漢・原発・最後の賭け一一六頁以下参照。